

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年11月22日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

特A重油（30,000リットル）の購入

2 履行（納品）場所

神奈川県千代田区千代田1丁目1番地 神奈川水再生センター

3 契約日

令和元年10月29日

4 履行日又は履行期間

令和元年10月31日、令和元年11月1日

5 契約金額

¥3,234,000.-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額¥294,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県石油業協同組合 代表理事 木所 章

横浜市中区万代町3-5-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

降雨による自家用発電機の運転頻度が高く、特A重油の使用量が昨年の実績を大幅に超え、燃料貯留量が不足する事態となったため、不足分の特A重油30,000リットルを緊急契約しました。

8 契約の相手方の選定理由

第3四半期の燃料の契約実績（同種の契約）があり、緊急な対応が可能のため選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部神奈川水再生センター